

◎行政書士法の一部を改正する法律

(令和元年一二月四日法律第六一号)(衆)

一、提案理由(令和元年一二月二日・衆議院本会議)

○大口善徳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

まず、行政書士法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、行政書士の業務の安定性を確保するとともに、国民に対するより質の高いサービスの提供を実現するため、法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記し、社員が一人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるとともに、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定を設けようとするものであります。

本案は、去る十九日、総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

……………(略)……………

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院総務委員長報告(令和元年一二月二七日)

○若松謙維君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、行政書士法の一部を改正する法律案は、近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律の目的に国民の権利利益の実現に資することを明記し、社員が一人の行政書士法人の設立を可能とする措置を講ずるとともに、行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長大口善徳君から趣旨説明を聴取した後、非行政書士による違法な書類作成代行行為の防止策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。